グループ３　（3）車両の安全性を向上させる装置の装着

以下の判断基準に沿った装置の装着状況について確認します。

●判断基準

【2 点付与とするもの】

国土交通省「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（令和 6 年度・令和 7 年度）」対象装置を 1 台以上導入していること

※実際に補助金を受けているかどうかは問いません。

＜対象装置（令和 6 年度補助金）＞

○衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）
○車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置
○ドライバー異常時対応システム
○先進ライト
○側方衝突警報装置
○後側方接近車両注意喚起装置
○アルコール・インターロック
○事故自動通報システム（後付け含む）

提出資料は、下記の１、３、４を添付してください。

参考　先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（令和 6 年度）｜自動車総合安全情報
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

【1 点付与とするもの】

下記の装置のいずれかを 1 台以上導入していること

＜対象装置＞

○ドライブレコーダー
○後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）
○側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）
○側方衝突監視警報装置（左折巻き込み防止装置）

提出資料は、下記の２、３、４を添付してください。

提出書類（イメージ）

1．【ASV（2 点装置）】装置の設置状況がわかる資料（次の①または②を添付する）

※車検証の備考欄に ASV 装置について明確に記載がある場合は不要です。

①**「搭載証明書」や「購入時の領収証」等のコピー**

以下の内容を確認します。

○導入事業所名
○車両の登録番号
○車両の型式
○車両のメーカー名
○搭載装置名
○販売会社もしくは装置の取り付け会社

②右の「搭載証明書」のフォームは下記リンクよりダウンロードできます。

「安全装置搭載証明書」（PDFダウンロード）（Wordダウンロード）

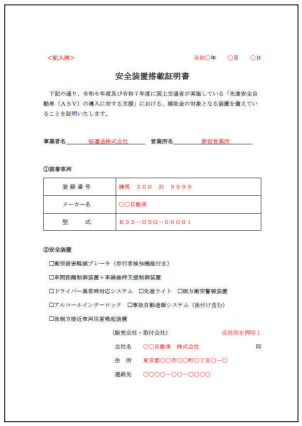
安全装置搭載証明書

②装置の設置状況が確認できる写真及び機器類のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー

ａ．対象となる装置の機能等が記載されているカタログ・説明書など

ｂ．装置の装着写真や、装置の機能に対応するスイッチなどの写真

※ａ、ｂ両方の資料を添付してください。

2．【1 点装置】装置の設置状況がわかる資料（次の①及び②を添付する）

①装置の設置状況が確認できる写真

②装置のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー（メーカー名、型番などがわかること）

3．装置設置車両が写っている写真

車検証に記載されている車両番号と同じ車両（正面からの写真。ナンバープレートが読みとれるもの）

4．機器設置車両の基準日（2025 年 7 月 1 日）現在有効な車検証（電子車検証においては自動車検査証記録事項）のコピー

→電子車検証の場合は情報確認のため、「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。

＜自動車検査証記録事項(電子車検証)＞

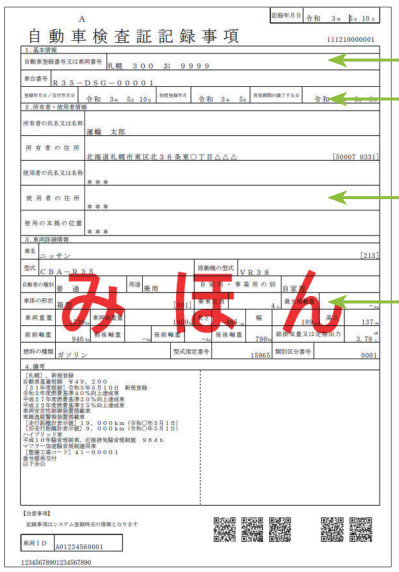

①車両番号（資料−1～3の番号と一致すること

②有効期間

③住所（申請営業所の所在地・施設等の住所）

④事業用（緑ナンバーであること）

＜紙の車検証＞

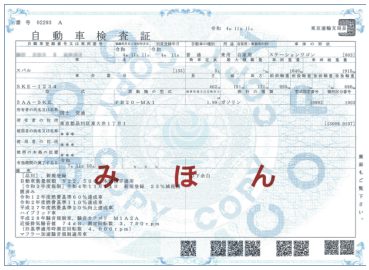

＜電子車検証券面＞

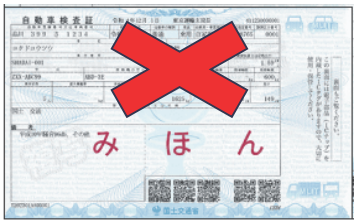

●判断基準

ａ．機器の設置状況：機器の導入状況に関する資料、又は機器類の性能に関する資料及び設置状況の写真

ｂ．機器設置車両に係る情報（車検証・写真）：①車両番号　②有効期間　③住所　④用途（事業用）

＜注意事項＞

・申請する車両については、自認項目グループ 4 － (5) と同一でも構いませんが、写真や車検証等の関係する資料は、必ずそれぞれの項目に添付してください。
・各資料は、同一の車両であることが確認できるような資料を提出してください（1 台分で構いません）。
・電子車検証を使用している場合は、「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。
※「券面」のみでは審査に必要な情報が確認できないため、加点の対象となりません。
・写真の資料が不鮮明等で必要な情報が読み取れない場合、加点とならない場合があります。

対 象 外

●助成金の交付に係る決定通知のみ
●基準日現在で導入が確認できないもの
●具体的な内容が書類で確認できないもの